

令和 6 年

市議会 1 2 月定例会議案参考資料

知立市表彰条例の一部改正案新旧対照表（第 1 条関係）

（議案第 6 3 号、参考資料）

改正後	改正前
（資格の喪失及び停止） 第 7 条 市政功労者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 （2） 略	（資格の喪失及び停止） 第 7 条 市政功労者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 （2） 略

知立市職員の給与に関する条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） 略 （3） 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると	第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） 略 （3） 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2） 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると

改正後	改正前
認めるときは、この限りでない。 （１） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合 （２）・（３） 略 ４～６ 略	認めるときは、この限りでない。 （１） 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 （２）・（３） 略 ４～６ 略

知立市消防団条例の一部改正案新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
（欠格条項） 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者 （2）・（3） 略	（欠格条項） 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者 （2）・（3） 略

知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正案新旧対照表（第４条関係）

改正後	改正前
（退職報償金支給の制限） 第８条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （１） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （２）～（５） 略	（退職報償金支給の制限） 第８条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （１） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （２）～（５） 略

知立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正案新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
（罰則） 第12条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘</u> <u>禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第12条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲</u> <u>役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

知立市開発等事業に関する手続条例の一部改正案新旧対照表（第 6 条関係）

改正後	改正前
（罰則） 第51条 第43条第 1 号（第42条第 4 号に係るものを除く。）から第 3 号までのいずれかに該当し、かつ、同条の規定による命令に従わずに開発等事業を継続した者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第51条 第43条第 1 号（第42条第 4 号に係るものを除く。）から第 3 号までのいずれかに該当し、かつ、同条の規定による命令に従わずに開発等事業を継続した者は、6 月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

知立市行政不服審査法施行条例の一部改正案新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
（罰則） 第8条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘</u> <u>禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第8条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲</u> <u>役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

知立市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正案新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

知立市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正案新旧対照表（第9条関係）

改正後	改正前
附 則 （知立市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 略 2 略 3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 4 第1項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5・6 略	附 則 （知立市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 略 2 略 3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 4 第1項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5・6 略

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）
 （議案第64号、参考資料）

改正後（令和6年4月1日適用）	改正前
（期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額 に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合にお いては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけ るその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和7年4月1日）	改正前（令和6年4月1日適用）
（議員報酬の額） 第2条 議員報酬月額は、次のとおりとする。 （1） 議長 <u>502,000円</u> （2） 副議長 <u>432,000円</u> （3） 常任委員会（予算・決算委員会を除く。）の委員長 <u>422,000円</u> （4） 議員 <u>410,000円</u> （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（議員報酬の額） 第2条 議員報酬月額は、次のとおりとする。 （1） 議長 <u>497,000円</u> （2） 副議長 <u>427,000円</u> （3） 常任委員会（予算・決算委員会を除く。）の委員長 <u>417,000円</u> （4） 議員 <u>406,000円</u> （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額 に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合にお いては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけ るその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第 1 条関係）
 （議案第 6 5 号、参考資料）

改正後（令和 6 年 4 月 1 日適用）	改正前
（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和7年4月1日）	改正前（令和6年4月1日適用）
（給料） 第3条 給料月額は次のとおりとする。 （1） 市長 <u>944,000円</u> （2） 副市長 <u>783,000円</u> （3） 教育長 <u>709,000円</u> （期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（給料） 第3条 給料月額は次のとおりとする。 （1） 市長 <u>934,000円</u> （2） 副市長 <u>774,000円</u> （3） 教育長 <u>701,000円</u> （期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第66号、参考資料）

改正後（令和6年4月1日適用）	改正前
（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額	（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額

改正後（令和 6 年 4 月 1 日適用）	改正前
3 ～ 5 略 別表第 1 ・ 別表第 2 略	3 ～ 5 略 別表第 1 ・ 別表第 2 略

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和7年4月1日）	改正前（令和6年4月1日適用）
（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額	（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額

改正後（令和 7 年 4 月 1 日）	改正前（令和 6 年 4 月 1 日適用）
3 ～ 5 略	3 ～ 5 略

本年の給与勧告のポイント①

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- **【月例給】** 官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引上げ改定
- **【ボーナス】** 0.10月分引上げ（年間：4.50月→4.60月）
- **【給与制度のアップデート】** 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善
官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

本年の給与勧告のポイント②

月例給

〔民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較〕《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] 〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳〕
⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定〔内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返し分(※) 1,267円〕
※俸給の改定により諸手当の額が増減する分
- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**
【総合職(大卒)】230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1% [+23,800円])
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8% [+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円
- ▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

ボーナス

〔直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較〕《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間の支給割合…4.60月
- ✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月

(一般の職員の場合の支給月数)

- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)
- ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.05月分ずつ均等に配分

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.275月(現行1.225月)
	勤勉手当	1.025月(支給済み)	1.075月(現行1.025月)
7年度以降	期末手当	1.25月	1.25月
	勤勉手当	1.05月	1.05月

寒冷地手当

《手当額改定：令和6年4月1日実施、支給地域改定：令和7年4月1日実施》

- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）
 （議案第67号、参考資料）

改正後（公布の日）	改正前
（期末手当） 第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 （1） 略 （2） 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額。次条第1項第2号において同じ。）に、<u>10月に支給する場合においては100分の122.5、4月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 2 略 （勤勉手当） 第7条の2 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 （1） 略 （2） 勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に、<u>10月に支給する場合においては100分の102.5、4月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 略	（期末手当） 第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 （1） 略 （2） 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額。次条第1項第2号において同じ。）に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 2 略 （勤勉手当） 第7条の2 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 （1） 略 （2） 勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 略

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和7年5月1日）	改正前（公布の日）
（期末手当） 第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 （1） 略 （2） 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額。次条第1項第2号において同じ。）に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 2 略 （勤勉手当） 第7条の2 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 （1） 略 （2） 勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 略	（期末手当） 第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 （1） 略 （2） 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額。次条第1項第2号において同じ。）に、<u>10月に支給する場合においては100分の122.5、4月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。 表 略 2 略 （勤勉手当） 第7条の2 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 （1） 略 （2） 勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に、<u>10月に支給する場合においては100分の102.5、4月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 2 略